

評 価 書

平成30年9月3日
宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

仙台南部地区特別支援学校整備事業

2 事業の概要

別添資料1「事業概要」のとおり

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

別添資料2「評価結果」のとおり

4 評価の経過

平成30年7月17日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面（評価調書）の確定

平成30年7月17日 宮城県行政評価委員会への諮問

平成30年7月17日 行政活動の評価に関する条例第9条に基づく県民意見聴取
～8月15日

平成30年7月18日 同委員会大規模事業評価部会第1回開催

平成30年8月20日 同委員会大規模事業評価部会第2回開催

平成30年8月24日 同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申

平成30年9月 3日 県の自己評価の確定, 条例第10条の書面（評価書）の確定

5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳細は、別添資料2のとおり）。

なお、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申内容（評価書を作成するに当たり検討すべき事項等）に対する県としての検討結果は、次のとおりである。

(1) 答申内容に対する検討結果

【答申記1】

小・中学部と高等部の併設により、期待されるメリットが十分に発揮されるよう、教育内容・教育環境の整備に努めること。

【検討結果1】

児童生徒にとって安全安心かつ学習効果の向上につながる教育環境の整備を行い、小学部から高等部まで一貫した教育活動の展開に努めてまいります。

【答申記2】

高等部（産業技術科）においては、地域の企業等と連携し、実践的教育の場と就業先の確保に努めること。

【検討結果2】

地域の企業等と連携した実践的な職場実習により職業教育の充実を図るとともに、地場産業を担う人材育成や地域振興に貢献できるよう努めてまいります。

【答申記3】

豊かな周辺環境と調和した質の高い施設を実現するため、関係者の意見に配慮した設計・建設を行うこと。

【検討結果3】

秋保地区の豊かな自然環境に調和した教育環境の確保に向け、適宜、障害者福祉や特別支援教育分野に精通した学識経験者並びに地域住民・企業などの関係者からの意見を十分に踏まえながら、設計及び建設を進めてまいります。

(2) 県民意見に対する検討結果

【意見1】

本県はこれまでも狭隘化対策として様々な事業に取り組んでおりますが、各特別支援学校の分教室に在籍する保護者の意見の中には、「高等部になればまた狭い環境に戻る。」というものもあります。小・中・高そして高等学園的機能をも含む学校設置は、狭隘化の問題を解決する上で非常にメリットがある事業と考えます。

【検討結果1】

新設校においては、小・中・高等部に必要な教室数を整備し、系統的・計画的に一貫した指導を進めてまいります。

【意見2】

旧拓桃支援学校は、開校当時より、崇高な理念が地域住民に理解され、快く設置されたと捉えております。そのような地域に県民の為になる特別支援学校を設置することは、非常に理にかなっていると考えます。

【検討結果2】

旧拓桃支援学校のつながりを継承し、開校後は、地元の方々と理念を共有しながら、地域とともに学校づくりを進めてまいります。

【意見 3】

日本に名だたる秋保温泉は学校と企業の連携による実践的職業教育の実践に取り組みやすい環境にあると考えます。この地は、温泉旅館業、ワイン製造業、六次化産業、無農薬栽培の農業等豊富な地域資源がありますので、本事業の推進は最適な土地と考えます。学校、企業が共に知恵を出し合うことで、生徒の可能性を更に引き出すとともに、即戦力として卒業生を送り出すことができると考えます。

【検討結果 3】

学校と地域の企業が連携しながら職業教育の充実を図り、生徒が卒業した後も自立した社会生活を送ることができるよう、人材の育成を目指してまいります。

【意見 4】

教育環境の整備、職業教育の充実等により、本県の特別支援教育の更なる推進が図られていくことに大きな期待を寄せています。

【検討結果 4】

本整備事業に加え、「宮城県特別支援教育将来構想」及び「第2期県立特別支援学校教育環境整備計画」に基づき、ソフト面とハード面の両面から本県の特別支援教育の推進を図ってまいります。

事業概要

I 事業の概要

事業の名称	仙台南部地区特別支援学校整備事業
事業の概要	<p>【概要】</p> <p>仙台南部地区に特別支援学校を新設し、仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図るとともに、今後も増加が見込まれる軽い知的障害のある生徒（中学校特別支援学級卒業生）の後期中等教育の場を併せて整備するもの。</p> <p>特に後者については、地場産業や福祉サービス等の仕事に従事できる人材育成を目的とした実践的職業教育の場として整備するもの。</p> <p>(1) 設置場所 旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校跡地 (仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙)</p> <p>(2) 対象 知的障害のある児童生徒</p> <p>(3) 学校規模（36学級・定員210名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学部 12学級（単一6，重複6） ※54人 ・中学部 6学級（単一3，重複3） ※27人 ・高等部（普通科） 6学級（単一3，重複3） ※33人 ・高等部（産業技術科） 12学級（単一12） ※96人 <p>(4) 高等部（産業技術科）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽い知的障害のある生徒の進学先となる高等学園の機能(注1)をもち、職業教育を中心とした教育課程を編成する。 ・専門教科にホテルビジネスコース，流通・サービスコース，食品製造コース，介護福祉コースを設定(注2)し，学校と企業との連携による日本版デュアルシステム(注3)を導入する。 ・3年間の寄宿舎生活を通して模範意識を育成するとともに，将来の自立に向けて基本的生活習慣や自己管理能力の向上を図る。 <p>≪附属資料1 仙台南部地区特別支援学校 学校位置図≫ ≪附属資料2 仙台南部地区特別支援学校 空中写真≫ ≪附属資料3 想定建物配置図≫</p> <p>(注1) 高等学園 特別支援学校の一つで、軽い知的障害があり、主に中学校の特別支援学級を卒業した者を対象に、将来の職業的自立を目指し、職業教育に重点を置いた専門教育を行う。宮城県では高等学園という名称で設置している。</p> <p>(注2) 専門教科の4コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルビジネスコース 地域性を生かし、宿泊・飲食サービス業に関わる業務を教育する。 ・流通・サービスコース ビルクリーニングや商品管理に必要な知識と技能を教育する。 ・食品製造コース 地域の食材を活用しながら、食品製造、販売、品質管理に必要な知識と技能を教育する。 ・介護福祉コース 介護職員初任者研修修了証の取得を目指した、介護・福祉分野に必要な知識と技能を教育する。 <p>(注3) 日本版デュアルシステム 若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、実習という企業における就労体験と学校の中での学習を組み合わせた教育システムで、「働きながら学ぶ、学びながら働く」ことができる点が大きな特徴である。</p>

【上位計画との関連】

○宮城の将来ビジョン

第4章 宮城の未来をつくる33の取組

第1節 富県宮城の実現～県内総生産10兆円～

取組10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保

第2節 安心と活力に満ちた地域社会づくり

取組17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり

《附属資料4 宮城の将来ビジョン（平成29年3月改定）抜粋》

○第2期宮城県教育振興基本計画

第4章 施策の展開

2 施策の基本方向

基本方向5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

基本方向6 郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成

(5) 宮城の将来を担う人づくり

《附属資料5 第2期宮城県教育振興基本計画（平成29年3月策定）抜粋》

○宮城県特別支援教育将来構想

V 今後の特別支援教育の進め方

目標2【学校づくり】

障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

3 学習の質・効果を高めるための環境整備

《附属資料6 宮城県特別支援教育将来構想（平成27年2月策定）抜粋》

○第2期県立特別支援学校教育環境整備計画

IV 教育環境整備計画

1 教育環境整備（ハード面）の諸対策

取組6 特別支援学校の新設（仙台市太白区秋保地区）

《附属資料7 第2期県立特別支援学校教育環境整備計画（平成30年3月策定）P101》

事業計画の背景

【背景】

(1) 本県の知的障害特別支援学校の現状

・少子化により児童生徒数が減少している中、県内の知的障害特別支援学校の児童生徒数は平成18年度から平成28年度の10年間で40%増加し、特に仙台圏域では44%増加している。

・小・中学校の知的障害特別支援学級の児童生徒数は、最近10年間で48%増加している。

・中学校の特別支援学級を卒業した生徒の9割以上が、特別支援学校高等部に進学しており、仙台圏域の知的障害特別支援学校の狭隘化の要因の一つとなっている。

《附属資料8 平成30年度 宮城県内の特別支援学一覧》

(2) 今後の対象児童生徒数の見通し

・仙台圏域の知的障害特別支援学校の小・中学部の児童生徒数は、今後15年間、ほぼ横ばいで推移する見通しである。

・一方、仙台圏域の高等部の生徒数は、平成36年度に996人と平成28年度に比べ214人増加する見通しであり、以降、900人台を維持しながら推移することが予測される。

(3) 仙台圏域の知的障害特別支援学校の教室不足

・仙台圏域の知的障害特別支援学校では、平成28年度時点で、44教室が不足している。児童生徒数がピークとなる平成36年度には、現状と比べ、さらに15教室の教室不足が見込まれ、合わせて59教室の確保が大きな課題となっている。

《附属資料7 第2期県立特別支援学校教育環境整備計画（平成30年3月策定）P90・P91・P95》

	<p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化解消 ○今後も増加が見込まれる軽い知的障害のある生徒（中学校特別支援学級卒業者）の後期中等教育の場の確保 ○地場産業の人材供給に資する実践的職業教育の充実
<p>これまでの取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県教育委員会では、平成22年2月に「県立特別支援学校教育環境整備計画」を策定し、知的障害特別支援学校の狭隘化解消に向けた整備を推進してきた。 ○しかし、県立特別支援学校に就学する児童生徒数は、当時の予測を大きく上回り、とりわけ仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化が進行している。 ○こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、平成25年5月に宮城県特別支援教育将来構想審議会に、本県の特別支援教育の将来を見据えた構想の策定について諮問し、平成26年12月の答申を経て、平成27年2月に「宮城県特別支援教育将来構想」を策定した。その中で、県立特別支援学校の狭隘化を取り上げ、仙台圏域における特別支援学校の新設、分校等の設置及び軽い知的障害のある生徒を対象とした高等学園の収容定員の拡大に向けた方向性を示した。 ○なお、同審議会からは、県教育委員会に対し、平成26年2月に「県立知的障害特別支援学校に係る教育環境の整備について」緊急提言がなされ、他の課題に先がけて緊急かつ最優先に推進すべきとの意見が出された。 ○以上も踏まえ、県教育委員会では、平成30年3月に「第2期県立特別支援学校教育環境整備計画」を策定し、狭隘化解消の一環として、仙台南部地区特別支援学校の新設することとした。 <p>【平成22年度以降の具体的な狭隘化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成23年度 <ul style="list-style-type: none"> ・利府支援学校富谷校設置 （富谷町立富ヶ丘小学校の一部に、小学部9教室を整備） ・利府支援学校プレハブ校舎設置（中学部4教室を整備） ・名取支援学校プレハブ校舎設置（中学部4教室を整備） ○平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> ・小松島支援学校設置（小学部・中学部・高等部、計45教室を整備） ・光明支援学校小学部増設 （旧特別支援教育研修センターを改修し、13教室を整備） ○平成28年度 <ul style="list-style-type: none"> ・女川高等学園設置（高等部9教室を整備） ・岩沼高等学園川崎キャンパス設置 （柴田農林高等学校川崎校の一部に、3教室を整備） ○平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> ・利府支援学校塩釜校設置 （塩竈市立第二小学校の一部に、小学部5教室を整備） ○平成30年度 <ul style="list-style-type: none"> ・小松島支援学校松陵校設置 （旧仙台市松陵小学校に、小学部・中学部8教室を整備） ・西多賀支援学校（病弱）に知的障害を併置 （小学部・中学部・高等部、計5教室を整備）
<p>今後のスケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度 大規模事業評価 ○平成31年度 プロポーザル方式による設計事業者選定 ～平成33年度 基本・実施設計（～H33.7） ○平成33年度 建築工事 ～平成35年度 ○供用開始予定 平成36年4月 <p>※整備予定地において、現在、旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校の解体工事を進めている。（H30.1～9）</p>

II 事業内容

用地関係	予 定 地	仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙 (旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校跡地)
	用地確保の状況	用地の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 済・未 造成面積 — m ² <input checked="" type="checkbox"/> 県有地・民有地買上・民有地借り上げ・()
	敷 地 面 積	26,000 m ²
	規 制 の 状 況	規制区域 — 用途 第1種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200% その他 郊外住宅ゾーン (景観法第8条1項) 第2種許可地域 (屋外広告物条例第4条第1項第2号)
建設関係	事 業 規 模	延べ床面積 (14,143.08 m ²) 校舎4F 7,902.08 m ² 校舎2F 3,601 m ² 寄宿舎 2,540 m ² 生活訓練棟 100 m ² 構造 校舎4F 鉄筋コンクリート造 校舎2F 鉄筋コンクリート造 寄宿舎 鉄筋コンクリート造 生活訓練棟 鉄骨造 整備される主な施設 校舎4F (体育施設含) 校舎2F (実習施設含) 寄宿舎 生活訓練棟

III 事業費

建設費	A	調査費	28百万円
		測量費	2百万円
		設計費	211百万円
		工事費 (監理費を含む)	8,698百万円
		合 計	8,939百万円
		【財源内訳】	
		国庫	1,105百万円
		○公立学校施設整備費負担金 (負担割合: 1/2)	
		・公立の特別支援学校 (小・中学部) において教室不足を解消するため、 校舎・屋内運動場 (体育館等) の新設・増築に対する補助	
		○学校施設環境改善交付金 (交付金の算定割合: 1/2・1/3)	
		・地方公共団体の学校施設整備 (高等部) に対する補助	
		県債	6,892百万円
		一般財源	942百万円
		合 計	8,939百万円

維持管理費	B	40年間の維持管理費の累計 〈建設後の施設の利用を平成36年～平成75年の40年間と想定〉	
		人的経費 524百万円 修繕・補修関係経費 3,916百万円 運営・管理経費 2,368百万円 合 計 6,808百万円	
		【財源内訳】 県債（大規模修繕該当分） 3,293百万円 一般財源 3,515百万円 合 計 6,808百万円	
合計	A + B	15,747百万円	

評 価 結 果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

【事業の必要性】

○仙台圏域の知的障害特別支援学校の狭隘化

- ・仙台圏域の知的障害特別支援学校の小・中学部の児童生徒数は、今後15年間、ほぼ横ばいで推移する見通しである。一方、高等部の生徒数は、平成36年度に996人と平成28年度に比べ214人増加する見通しであり、以降、900人台を維持しながら推移することが予測される。
- ・平成28年度時点では44教室が不足していたが、平成29年度に利府支援学校塩釜校を、平成30年度に小松島支援学校松陵校と西多賀支援学校知的併置を開校し、平成31年度には名取支援学校名取が丘校を整備することで、仙台圏域の知的障害特別支援学校の不足教室は21教室になる見込みである。しかし、児童生徒数がピークとなる平成36年度には、現状からさらに15教室が不足する見込みであり、合わせて36教室の確保が課題となっている。

○軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場の不足

- ・今後も中学校特別支援学級の在籍者数は増加する見通しであり、それに伴い高等学園への進学希望者の増加が見込まれることから、軽い知的障害のある生徒の進学先となる高等学園の整備が喫緊の課題となっている。

○地場産業の人材供給に資する実践的職業教育の充実

- ・知的障害のある児童生徒が、卒業後、自立した社会生活、職業生活を送るためには、職業教育の充実が非常に有効である。また、地域から、学校と企業が連携した実践的な職業教育により、地場産業を下支え、担っていく人材の育成が求められている。

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第2号関係）

○県立学校は、学校教育法第2条及び第5条に基づき県が設置・管理する施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負う。

○学校施設は、本県の学校教育関係施設として次代を担う人材の育成の場として供されるもので、一定の要件を満たす全ての県民が対象となり、また便益も特定の県民に限定されるものではないと考えられる。

3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。（第3号関係）

以下の理由から、早期事業としての取組が適当であると判断する。

○平成30年5月1日現在、仙台圏域にある光明・小松島・名取・利府4校の県立知的障害特別支援学校においては、合計26教室が不足しており、平成31年度に名取支援学校の分校を設置しても21教室の教室が不足する状況である。

○不足教室に対応するため、これまでも仮設プレハブ校舎4棟を整備したほか、校舎内の特別教室（自立活動室や作業室等）の普通教室への転用や、定員超過学級等で対処してきたところである。

○こうした対策を講じてきたにも関わらず、児童生徒数がピークとなる平成36年度には、現状からさらに15教室が不足し、合わせて36教室の教室不足が見込まれることから、教育活動に支障が出る可能性が非常に高くなっている。

○また、近年、中学校特別支援学級の在籍者数が増加し、それに伴い高等学園への進学希望者が増加しているが、軽い知的障害のある生徒の学びの場の確保が不十分である。

平成29年度高等学園の入学者選考 → 不合格者60人（一次募集）

平成30年度高等学園の入学者選考 → 不合格者29人（一次募集）
○今後も軽い知的障害のある生徒の増加が見込まれることから、高等学園の機能を持った特別支援学級の早期整備が必要である。

4 事業の手法が適切であるかどうか。（第4号関係）

PFI導入について宮城県総務部行政経営推進課と協議し、以下のとおり検討したもの。

- 学校運営業務の包括的な委託について
特別支援学校は、学校教育法で「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」（学校教育法第5条）とされており、設置者である各地方公共団体の教育委員会が、設置する学校を適切に管理し、その運営に責任を負うこととしている。
このことから、PFIの事業範囲として、学校運営業務の包括的な委託は想定できないと考えられる。
- 維持管理業務について
食堂運営と夜間機械警備については、一般競争入札による民間委託等、ある程度の運営効率化が図られる。また、当該特別支援学校の特殊性・授業内容等から判断し、清掃業務や寄宿舎管理等民間事業者へ委託できない内容が多くあること、既に正規職員として採用されている「学校技師」が維持管理業務全般を担っていること等から、人件費の低減や業務の効率化等図られる余地が小さいと考えられる。
- PFIを導入した場合、「南部地区職業教育拠点校整備事業」及び「宮城第一高等学校校舎等改築事業」と同様に、特別支援学校についても、学校という特性から収益事業は行いづらいため、『サービス購入型』かつ『BTO方式』が見込まれることから、VFMの試算等においても費用削減効果があまり見込めないと考えられる。
- 以上を踏まえ、昨年度、PPP・PFI導入調整会議において、PPP・PFI手法が不適当とされた「南部教育拠点校整備事業」及び「宮城第一高校校舎等改築事業」と同種と判断された。

PPP・PFI導入調整会議等での検討結果

PPP・PFI手法の検討に当たって、宮城県PPP・PFI導入調整会議議長へ協議したところ、平成29年8月に開催された宮城県PPP・PFI導入調整会議において、PPP・PFI手法が不適当とされた「南部地区職業教育拠点校整備事業」及び「宮城第一高等学校校舎等改築事業」と同種と判断される事業であり、「宮城県PPP・PFI手法の優先的検討と導入に関する実施要綱」第14第1項第4号の規定により、調整会議における検討を省略すると平成30年5月7日付けで回答があった。

《附属資料9 PPP・PFI導入調整会議における検討の省略について》

5 事業の実施場所が適切であるかどうか。（第5号関係）

他の候補地と総合的に比較検討した結果、以下の理由から、旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校跡地に設置することが適切と判断する。

- ・新たに校地取得の必要がなく、十分な敷地が確保できる。
- ・拓桃支援学校があった地区であり、地区住民の理解や協力体制がある。
- ・地域の民間企業との連携実績があり、職業教育の充実が期待できる。
- ・既存の学校との位置関係。

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。（第6号関係）

【期待される事業の効果】

- 新たな用地取得の必要がなく、造成等も含め早期の開校が可能である。
- 空き教室を活用した分校は、特別支援学校で必要とされる設備が制限される場合があるが、新設する特別支援学校は、特別支援学校に必要とされる設備を完備した教育環境を整えられる。
- 仙台圏域にある光明・小松島・名取・利府4校の県立知的障害特別支援学校の教室不足の解消を図ることができる。

- 今後も増加が見込まれる軽い知的障害のある生徒（中学校特別支援学級卒業生）の進学先の選択肢や枠を広げることができる。
- 軽い知的障害のある生徒に対して、専門教科に4つのコース（ホテルビジネスコース、流通・サービスコース、食品製造コース、介護福祉コース）を設定し、デュアルシステムを導入した学習活動を進めることで、職業教育の充実を図ることができるほか、地場産業を担う人材育成や地域振興へ貢献が期待できる。
- なお、秋保温泉旅館組合や湯元地区連合町内会及び近隣住民からは、新設する支援学校についての理解をいただいている。地域の活性化や学校施設開放等、地域住民の期待は大きい。

7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。（第7号関係）

- もともと県施設であった旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校跡地への新築であり、基本的に土地の形状変更をせずに建設するため、周辺環境に新たな影響を与える可能性は低いと考えられる。
- 事業実施に当たっては宮城県環境保全率先実行計画に則り、環境負荷の低減に配慮した基本設計の実施及び施行を行うものとし、新校舎建設や既設校舎解体の際にも周辺環境に配慮した工法等により行う。
- 学校近くの「湯の橋」前の交差点は押しボタン信号機であり、地域住民の話では交通事故が多発しているとのことから、建設することが決まったら、道路管理者及び公安委員会へ感應式等の信号機の設置を要望していく。

《附属資料10 宮城県環境保全率先実行計画（第5期） 抜粋》

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

【事業費財源に関するリスク】

- 現在のところ、想定するリスクはない。

【災害に関するリスク】

- 新設する校舎については、新耐震基準により建築されることから、地震災害に対する耐震性能が確保される。
- 教育委員会では、東日本大震災の教訓から「みやぎ学校安全基本方針」を作成し、各学校においては防災訓練や防災教育などの日常的な危機管理や災害発生時の危機管理、発生後の学校再開までの対応等、あらゆる場面と様々な自然災害を想定してまとめた「学校防災マニュアル」を作成している。新設校においても、「学校防災マニュアル」を作成し、風水害に限らず様々な災害から児童生徒や教職員を守るために万全を期す。

《附属資料11 みやぎ学校安全基本方針（概要版）》

9 事業の経費が適切であるかどうか。（第8号関係）

建設費 (再掲)	A	調査費	28百万円
		測量費	2百万円
		設計費	211百万円
		工事費（監理費を含む）	8,698百万円
		合計	8,939百万円
		【財源内訳】	
		国庫	1,105百万円
		県債	6,892百万円
		一般財源	942百万円
		合計	8,939百万円
維持管理費	B	40年間の維持管理費の累計	

(再掲)	〈建設後の施設の利用を平成36年～平成75年の40年間と想定〉	
	人的経費	524百万円
	修繕・補修関係経費	3,916百万円
	運営・管理経費	2,368百万円
	合 計	6,808百万円
	【財源内訳】	
	県債（大規模修繕該当分）	3,293百万円
	一般財源	3,515百万円
	合 計	6,808百万円
合計 (再掲)	A + B	15,747百万円 【参考：現在価値換算後】 百万円〈割引率 %〉
投入職員数	○平成31年度～平成35年度（供用開始まで） 延べ300人（2人×2.5日×60） 教育庁施設整備課職員が、設計及び建設工事について、関係課職員及び設計事務所及び工事請負業者との打合せを月に2～3日実施。	

以上のとおり、仙台南部地区特別支援学校整備事業について県が評価を行った結果、事業の実施は適切と判断した。



宮行評委第10号
平成30年8月24日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長

堀切川 一



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会
部会長

奥村



「仙台南部地区特別支援学校整備事業」に係る大規模事業評価について
(答申)

平成30年7月17日付け復政第36号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙のとおり答申します。

(別紙)

仙台南部地区特別支援学校整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 小・中学部と高等部の併設により、期待されるメリットが十分に発揮されるよう、教育内容・教育環境の整備に努めること。
- 2 高等部（産業技術科）においては、地域の企業等と連携し、実践的教育の場と就業先の確保に努めること。
- 3 豊かな周辺環境と調和した質の高い施設を実現するため、関係者の意見に配慮した設計・建設を行うこと。